

# 横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業

## 特定事業の選定について

平成17年2月

横 浜 市

## 目次

第1 特定事業の選定に係る評価の結果 .....	1
第2 評価の方法及び内容.....	1
1 評価の方法.....	1
2 定量的評価の前提条件.....	1
3 定量的評価（財政負担額の比較） .....	2
4 定性的評価（公共サービスの水準の評価） .....	2
(1) 効率的な業務実施による費用の最小化.....	2
(2) 教育環境の向上 .....	3
(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営 .....	3
(4) 財政支出の平準化.....	3
第3 まとめ.....	3

## 第 1 特定事業の選定に係る評価の結果

横浜市立科学技術高等学校（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づく事業（以下「PFI 事業」という。）として実施することにより、横浜市（以下「市」という。）が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約 8% 縮減することが期待できると共に、公共サービス水準の向上を期待することができる。

上記の評価を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法に基づく特定事業として選定する。

## 第 2 評価の方法及び内容

### 1 評価の方法

(1) 本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できること、又は市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できることを選定の基準とした。

(2) 市の財政負担の見込額の算定に当たっては、特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより定量的な評価を行った。

(3) 上記の財政負担の算定に加えて、本事業を PFI 事業として実施する場合における公共サービスの水準について、定性的な評価を行った。

### 2 定量的評価の前提条件

本事業を、市が直接実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うに当たり設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者からの提案内容を制約するものではなく、また一致するものでもない。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政負担額の 主な内訳	(1)設計費 (2)建設費	(1)設計・建設の対価（設計費、 建設費、工事監理費等）

	(3)工事監理費 (4)管理費	(2)管理の対価 (3)モニタリング費等
共通の条件	(1)事業期間：15年3か月 (2)割引率：4.0% (3)インフレ率：0.0% (4)施設規模 延床面積 概ね25,000㎡程度	

資金調達に関する事項

	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
資金調達手法	(1)一般財源 (2)起債（償還年数15年、うち3年間元本据置）	(1)自己資金 (2)銀行借入
設計・建設の対価に関する事項	市の仕様及び同種の公共施設の実績等を勘案して設定	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定
管理の対価に関する事項	市の同種の公共施設の実績等を勘案して設定	市が直接実施する場合に比べ一定割合の縮減が実現するものとして設定

3 定量的評価（財政負担額の比較）

上記前提条件に基づく市の財政負担額について、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合を比較すると、次の表のとおりとなる。

財政負担額の比較

	市が直接実施する場合	PFI事業として実施する場合
現在価値換算での指数	100.0	92.4

備考：指数は市が直接実施する場合の財政負担額を100とした

4 定性的評価（公共サービスの水準の評価）

本事業をPFI事業として実施することにより、以下に示すような公共サービスの水準の向上を期待することができる。

(1) 効率的な業務実施による費用の最小化

本事業はPFI事業として実施することにより、設計、建設、工事監理、管理及び食堂等運営を一括して選定事業者任せのため、各業務を個別に発注する場合と比較して効率化

が図られ、結果として費用の最小化を実現することが可能になる。

#### (2) 教育環境の向上

PFI 方式によるサービスの提供により、設計、建設から管理及び食堂等運営までの一貫した体制の採用が図られ、この結果、本施設の利用のしやすさや機能性が増し、教育環境の向上が期待できる。

管理業務や食堂等運営業務においては一層の専門性を確保でき、選定事業者のノウハウが十分に発揮された最適なサービスの提供が期待できる。

#### (3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を市及び選定事業者の間で明確にすることによって、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、安定した事業運営や円滑な業務遂行が期待できる。

#### (4) 財政支出の平準化

市が自ら実施した場合、短期間に市の予算に初期投資費用を計上することになるのに対し、PFI 事業として実施する場合、設計・建設の対価及び管理の対価として毎年一定額を支払うことから、市の財政支出を平準化することが可能になる。

また、本事業の実施により、科学技術先端都市形成の基盤づくり、産・学との連携による人づくりの推進、教育改革のパイオニアとして小・中・高・大連携の推進が実現され、「科学技術先端都市の形成」に中核的役割で寄与するとともに、最先端の科学技術分野を切り拓いていける科学技術者を育成し、我が国の科学技術の発展を担いうる人材輩出に大きく貢献する。

### 第 3 まとめ

本事業は、PFI 方式にて実施することにより、市が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約 8%の財政負担額の削減率が達成されることが見込まれる。

また、定量化できない多くの定性的効果も期待できる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 6 条に基づく特定事業として選定する。